

2020年11月9日

公共放送と受信料制度の在り方に関する意見
(総務省 第11回「公共放送の在り方に関する検討分科会」ヒアリング)

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

<基本的な考え方>

当委員会はかねて、NHK改革の大前提は子会社等を含めたグループ全体を対象に「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革を不可分で進めることであると指摘してきた。しかしながら、NHKは未だ改革の道筋を明らかにしておらず、公共放送として担うべき役割について視聴者・国民の理解が十分得られているとは言えない。NHKが提案する「受信設備の設置届け出義務」や「未契約者氏名等（居住者情報）の照会制度」は提案自体に問題があるうえ、導入を議論できる環境にはない。受信料制度の在り方は、公共放送が担うべき業務範囲の明確化とセットで議論されるべきであり、NHKは公共放送として担う業務範囲を自ら抑制的に規定することを最優先するべきだ。それによって初めて視聴者・国民に転嫁する受信料水準を算出することが可能になり、結果として値下げ等の形で視聴者・国民への還元が可能になる。NHKが今後も自主自律のもと、公共放送としての役割を担っていくためには、まずは自身の改革によって視聴者・国民の理解を得ることが求められる。

以下、具体的な論点について述べる。

<受信設備の設置届け出義務と未契約者氏名等照会制度の導入について>

基本的な考え方で述べた通り、NHK改革の大前提は業務範囲の明確化である。かつ、標記制度の導入には多くの懸念がある。うち、問題点を2点指摘する。

一つは、NHKの提案が未契約者に届け出義務を課すとした点だ。貴分科会で構成員から指摘があった通り、契約締結義務が生じていない未設置者に届け出を義務付けることは、私法上の権原がないところに義務が発生することになり法的に問題があるのではないか。もう一つは、届け出義務の導入によって受信機の購入が控えられ、「テレビ離れ」を加速させかねないという懸念があることだ。NHKの受信料公平負担を追求した結果、わが国の放送文化そのものが棄損されるとすれば、本末転倒だと言わざるを得ない。

<中間持ち株会社の設置について>

グループ改革の姿勢は評価するが、前提として子会社を含むNHKの業務範囲を明確化することを求めたい。非営利の特殊法人であるNHKの子会社・関連団体は、受信料を原資として制作されたNHKのコンテンツを使って事業を行っていることに鑑みれば、その役割はNHKのコストセンターであるべきで、かつその業務範囲はNHK本体業務の枠か

ら逸脱しない範囲にとどまるべきである。公共放送の子会社・関連団体が行う業務として適切か否かを精査し、業務の改廃を進めることがゴールであり、組織改革はこれを達成するための有効な手段でなければならない。

この視点から中間持ち株会社設置にはいくつか懸念がある。設置に伴い現在の子会社・関連会社等の株式取得を進めるとすれば、所要の費用を回収できるコスト削減効果が不可欠だが、いずれの金額も明示されていない。また、設置により役職員がどの程度削減でき、どの程度コスト削減できるのかも明らかではない。設置により組織が多層化し、ぶら下がる子会社の情報開示が不透明になったり、屋上屋を重ねることによって無駄が出たりする弊害も考えられる。現行の体制でも合理化等は可能だと考えるが、中間持ち株会社を設置するのであれば、こうした懸念を払拭する仕組みを明示するよう求める。

以 上